

適用拡大登録

区 分	除 草 剤
農 薬 名	ピラクロン 300FG
種 類 名	ピラクロニル粒剤
登 録 番 号	第 24645 号
登 録 日	令和 5 年 11 月 22 日

登録内容

- ・作物名「移植水稻」の使用時期「移植直後～ノビエ 1.5 葉期 ただし、移植後 30 日まで」を「植代後～移植 7 日前又は移植直後～ノビエ 1.5 葉期 ただし、移植後 30 日まで」に変更する。

【変更後】

6 農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限

作物名	適用雑草名	使用時期	使用量	本剤の使用回数	使用方法
移植水稻	一年生雑草 マツバイ ホタルイ ヘラオモダカ ウリカ ヒルムシロ	植代後～ 移植 7 日前 又は 移植直後～ ノビエ 1.5 葉期 ただし、 移植後 30 日 まで	300g/10a	1 回	湛水散布、 湛水周縁散布 又は 無人航空機による散布

ピラクロニルを含む 農薬の総使用回数
2 回以内

☆使用上の注意事項については製品ラベルをご参照下さい。